

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

一般災害編第2章第1節「防災組織の充実」を準用する。

第2節 地震に強いまちづくりの推進

危機管理室 消防団
建設課 消防本部

市は、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 道路施設等の対策

「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」の調査結果では、本市（特に南部地域）は、大規模地震発生時における液状化の危険性が指摘されている。

地盤の液状化による道路施設等の機能障害を最小限にするため、各施設の管理者等は、施設の設置にあたっては、当該地盤の特性を考慮して必要により地盤改良等により液状化の発生自体を防止する対策、基礎杭の打設等構造設計により液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するものとする。

また、県が実施した地震被害想定調査によると、中央自動車道はいずれの想定地震とも震度が大きい甲府盆地においては、橋りょう・高架橋の橋脚・橋台の損傷、桁ずれ、盛土・切土の崩壊、土留擁壁変状、段差の発生等により不通区間が多く発生するとされる。

更に、一般道路も甲府盆地において陸橋の橋脚・橋台の損傷や桁ずれによる被害が多く発生するとされる。また、「釜無川断層地震」、「藤の木愛川断層地震」、「曾根丘陵断層地震」、「糸魚川 静岡構造線地震」では、これらの被害のほか耐震補強の完了していない橋りょうでは落橋被害も発生し、また広範囲に液状化が発生し、路面の陥没や段差が生ずるため通行に支障が発生するとされる。

市の管理する道路・橋りょう等の施設については、引き続き計画的に耐震性の確保対策、安全確保対策等を推進していくものとする。

1 道路の整備

市長は、地震発生時における道路機能を確保するため、市道について定期的に危険箇所調査を実施し、対策を講ずべき箇所を明確にするとともに、速やかに工事等を実施する。

また、国道及び県道については、県に実施推進を要請する。

2 橋りょうの整備

市長は、地震発生時における橋りょうの確保のために、管理橋りょうについて、国土交通省通達「所有施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋耐震点検結果に基づいて、補修対策等が必要なものを指定するとともに、工法と実施時期を定め、道路橋りょうの整備を図る。

また、今後、新設する橋りょうについては、阪神淡路大震災を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

3 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているので、地震発生時の落橋等の可能性は小さいと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることもあるので、本体と階段の取付部等の安全点検調査を実施し、補強等を必要とする場合は、速やかに工事を実施する。

4 都市計画道路の建設推進

地震の規模が甚大であるほど、緊急啓開道路の役割を担い、また火災発生時の焼け止まりの機能をもつ幅員の広い道路が必要となるので、都市計画道路の早期実現の推進を図っていく。

第2 河川等の対策

河川等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっている。

1 河川管理施設の整備

地震発生後直ちに管理施設の点検調査を行い、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

2 ため池等の対策

ため池は、災害の際に決壊流失すると人畜、家屋等に極めて甚大な被害をもたらすため、管理団体と協議し亀裂又は漏水について常に点検を行い、適切な維持管理で予防に万全を期す。

第3 土砂災害危険箇所対策

県は、地震を誘因としたがけ崩れ等に備えるため、土砂災害危険箇所について、引き続き実態調査に努めるものとする。また、市は、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努める。

1 土石流危険渓流の災害防止

土石流危険渓流の調査によると、平成17年9月1日現在、市内に12箇所の土石流危険渓流があることから、危険が予想される渓流に対し、砂防ダム、流路工等一連の砂防事業を積極的に推進し、地域の安全と避難路及び緊急輸送路の確保を図る。

2 急傾斜地等災害危険地の災害防止

知事は、急傾斜地崩壊危険箇所の調査と市長の意見に基づき、危険箇所のうち、危険度が高く地域住民の協力が得られるものから、順次「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域として指定を行うものとする。

市内に指定した区域は、平成17年9月現在4箇所であるが、危険箇所については、引き続き対象区域に指定していく。

指定区域には、標識板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、崩壊危険区域の保全を図る。

また、がけ崩れを誘発又は助長させるおそれのある行為を規制し、がけ地の安全を図る。

崩壊防止工事については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく工事採択基準に適合し、土地所有者等が施工することが困難又は不相当と認められるもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるところから、県防災事業として施工する。

3 土砂災害危険箇所における警戒・避難対策

県は、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害危険箇所については次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定するよう、市町

村等を指導するものとする。

(1) 事前避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等を予め避難対象地区として指定する。

(2) 避難収容施設の指定

ア 事前避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する施設を併せて指定する。

イ 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

(ア) 地域の実状を踏まえ：耐震・耐火の建築物とすること。

なお、設備（電気、給排水）についても十分配慮すること。

(イ) 事前避難対象地区との経路が比較的近距離でかつ安全なこと。

(ウ) 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

(3) 避難路の設定

ア 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。

イ 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。

(ア) 避難路について、がけ崩れ等の危険が予想されないこと。

(イ) 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

(ウ) その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

4 地域住民への周知

市及び県は、危険な箇所に住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、或いは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第4 液状化対策計画

1 公共・公益施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、市は、施設の設置にあたって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

2 小規模建築物の液状化対策

県は、液状化の危険度を示すマップを作成し、県のホームページなどに掲載して、情報提供を行う。また、市は液状化の危険性、液状化対策の必要性を啓発し、市民の自主的な被害防止対策の実施を促進する。

第5 住宅地対策

1 住宅地の整備

市は、狭隘で緊急車両が通行できない道路については拡幅等の道路整備を計画的に実施する等健全な住宅地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

2 公園の整備

公園や緑地は、住宅地において緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやス

ポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。

公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、今後も公園の新設を推進し、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

第6 延焼予防対策の推進

1 初期消火体制の確立

- (1) 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、バケツ、消火器等を整備し、各地区の自主防災会と連携した初期消火体制の確立を図る。
- (2) 交通障害等により消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬式小型動力ポンプの整備を図る。
- (3) 危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性貯水槽に改良し、地震発生時の水利の確保を図る。
- (4) 貯水槽の適正配置を図るとともに、河川、池等の自然水はもちろん、井戸等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。
- (5) 自主防災会ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

2 緑化の推進

(1) 緑地、オープンスペースの確保

人口流入が続くリバーサイド第三地区、医大南部地区を中心に、住宅の密集した地区や住工混在のみられる地域の緑化を促進する。

(2) 避難場所等の緑化

災害時に避難場所として利用される公共施設・学校等、また避難路となる街路等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

(3) 災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで緑化を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

第3節 消防予防計画

危機管理室 消防本部 消防団

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び他の市町村との連携強化に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第5節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 消防力の充実整備

市は、警戒宣言発令時、又は地震発生時に速やかに班を編成し、消火活動が行えるよう、消防組

織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

第2 自衛消防力の整備強化

消防法第8条、大規模地震対策特別措置法第8条に基づく防火対象物の管理者は、自主安全体制を確立するため消防計画、地震防災応急計画又は地震対策を作成するとともに、自衛消防組織を整備充実し、消防機関の活動開始前における防災対策上緊急に必要な設備等を整備するとともに、教育及び訓練を行い、消防機関の活動を円滑にするための措置を講ずるものとする。

第3 救出計画の作成

大規模地震により倒壊した建築物より住民を救出するため、次の計画を作成する。

1 救出資機材の整備

- (1) 家屋、建造物等の下敷になった人々の救出を敏速に行うため、レスキューキット、ポートパワー、ジャッキなどの救出機材とともに、酸素呼吸器、タンカ等の救護に必要な資機材の整備に努める。
- (2) 近隣住民による初期救出活動を促すため、発災時には市有資機材を放出し、より迅速な救出活動が行えるようにする。
- (3) 自主防災会の整備する資機材の中に、救出に有効な資機材をとり入れるように指導する。

2 消防団の活動体制の整備

消防団への連絡手段に不備が生じることも予想されるので、次の事項について計画を作成する。

- (1) 大規模地震が発生した際の連絡手段指揮系統の確立
- (2) 甲府地区広域行政事務組合消防本部南消防署との連携方法
- (3) 警戒宣言が発せられた場合又は地震発生後に平常な交通機関が利用できないときの迅速な参集体制の確立

第4 大震火災対策の推進

大地震の発生によって家屋、橋りょう、道路等が破壊され多くの被害を生ずるほか、火災による被害も予想される。したがって、これを予防及び軽減するため次の事項を基本にして地域の実情に即した効果的な予防対策を樹立するものとする。

1 被害想定を作成

大震火災における消火救援等の各種対策を樹立するにあたり、まずその対策の前提となる大震火災の被害を想定し、地盤調査、耐震耐火建造物の調査、過去の地震被害などをもとにして、家屋倒壊予想、家屋の焼失、延焼予想、水道、電気及び通信の被害予想、道路及び交通機関の被害予想、消防活動の障害の予想など、大地震火災の原因の関係ある事項を加味し作成する。

2 初期消火体制の確立

大地震直後の消火栓の使用不能、道路の通行不能等の悪条件下で初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、水バケツ、消火器等を整備するとともにその体制を確立する。特に、住民の初期消火活動が行われるよう指導する。

また、消防本部、消防団及び自主防災会の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。

3 可搬式小型動力ポンプの整備

交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いので、可搬式小型動力ポンプの配置を計画的に行う。

4 消防水利の強化

(1) 市は、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化し、地震発生時の水利の確保を図るものとする。

(2) 市は、耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、池等の自然水をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるような次計画に基づき施設整備を進めるものとする。

また、消防水利の位置が地域住民に明確化できるよう、消防水利の表示等を行う。

資料編 ・ 消防力の現況	P 423
--------------	-------

5 破壊消防等による防ぎよ線の設定等

被害想定をもとにし、破壊消防による防ぎよ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達等について事前に検討し計画をたてる。

6 避難場所の設定、適正な避難の勧告・指示及び誘導方法の確立

被害想定をもとにし、安全な避難場所を設定して住民にその場所を周知徹底させる。また、被災者への避難の勧告・指示及び誘導についてその時期、方法、範囲、実施責任者等を具体的に検討し避難計画と避難心得の周知、避難訓練を実施するとともに、警察、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び自主防災会を中心とした適切な避難誘導體制を確立する。

7 応援協力体制の整備

本市は、近隣市町村と消防相互応援協定を締結しているが、大規模地震発生時にも迅速に応援要請ができるよう、連絡体制の整備を図る。

資料編 ・ 消防相互応援協定	P 374
・ 中央自動車道消防相互応援協定書	P 375

8 通信連絡体制の整備

震災時の通信連絡体制の確立、非常通信利用の検討、ヘリコプター基地の確保、照明機材の整備を図る。

9 大震火災訓練の実施

大震火災における消火、破壊、救助、通信等の効果的方策を検討し、具体的な計画をもとにした実践的な防災訓練を実施する。特に、自主防災会を中心とした一般住民の参加を求めて、震災時における初期消火、避難等を身をもって体験するように計画する。

第5 家庭に対する指導

市は、自主防災会等を通して、また南消防署の協力を得て、家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予

防の徹底を図るものとする。

- 1 地震防災に関する知識の修得
- 2 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- 3 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- 4 防災訓練等への積極的参加の促進

第6 防火対象物の防火体制の推進

- 1 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したときに危険が大きい。
このため、甲府地区消防本部は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図る。
- 2 防火管理者は、消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うものとする。
- 3 防火対象物について、甲府地区消防本部は、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。
- 4 甲府地区消防本部は、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

第7 危険物等の保安確保の指導

甲府地区消防本部は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

なお、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第8 防火防災思想、知識の普及強化

市は、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

第4節 生活関連施設の安全対策推進計画

水道課 日本電信電話(株)山梨支店
下水道課 東海旅客鉄道(株)
東京電力(株)山梨支店 東京ガス山梨(株)

上水道、下水道、電気、交通、電話、通信等の生活を支えるシステムの損壊は、被災者の日常生活に大きな支障が生じるだけでなく、ガス漏れのところに電気が復旧したための火災の発生等、ライフライン関係機関相互の連携も重要であり、各施設の耐震性の向上や復旧の迅速化を推進するとともに、各家庭での簡易ガスボンベの固定など、火災発生要因の除去を図る。

第1 上水道施設安全対策

水道課は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

1 水道施設の現況

本市では、安定した給水体制を確保するため、田富、豊富地区は市の直接管理のもと配水場の整備や配水管拡張改良工事等を順次実施しているが、玉穂地区は甲府市上下水道局から供給を受けている。今後は同水道局と協議しながら、災害対策も含めた施設整備が課題である。

2 水道水の確保

(1) 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

(2) 緊急時飲料水兼用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

3 送・配水管の新設、改良

送・配水管の敷設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化に努める。

4 配水システムの相互連絡

2以上の配水システムを有する水道施設にあっては、幹線で各システム相互の連絡を図るよう努める。また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努める。

5 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

6 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄する。また、災害時に不足する場合に備え、平素から隣接の水道事業者と応援協力体制の確立を図るとともに、市上水道給水装置工事事業者と連絡協力体制の確立を図る。

資料編 ・ 中央市上水道給水装置工事事業者一覧

P 326

7 水道水供給計画の策定

需要施設から優先供給するなど、水道水供給再開時における供給順位等の水道水供給計画を甲府市上下水道局とも協議し、あらかじめ策定しておく。

8 貯水施設の整備

水道施設が災害等により一時的に利用が不可能になった際に備え、あらかじめ場所を定めて貯水槽の整備を行うよう努める。

9 給水計画の策定

断水時に、速やかに住民に飲料水の供給ができるよう、あらかじめ給水場所・給水方法・給水車の確保等の給水計画を策定しておく。

第2 下水道施設安全対策

下水道課は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保する。

1 耐震性の向上

(1) 重要幹線管渠については、周辺地盤の液化化判定を行うとともに、可とう性継手の使用によ

り耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

(2) 下水処理場、ポンプ場は下水道の最も根幹的施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

2 施設機能の整備

(1) 下水処理場、ポンプ場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。

(2) 下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化を図る。

(3) 電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。

3 施設の維持管理

点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。

4 協力体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材、車両等について指定工事業者等と連絡協力体制を確立しておく。

資料編 ・ 中央市排水設備指定工事店一覧

P 333

第3 電気施設安全対策

東京電力(株)山梨支店は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 都市ガス安全対策の推進

東京ガス山梨(株)は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

(1) 供給施設

ア 主要導管の耐震化

イ 導管網のブロック化

ウ マイコンメーターの普及拡大

エ 移動式ガス発生設備の整備

(2) 製造施設

ア 原料貯蔵槽及びガス発生装置の耐震化、緊急遮断弁の設置

イ 防火、消火施設の充実

ウ 保安電力の確保

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

(1) 応急復旧用資機材、食料、医薬品等の確認、点検及び整備を図る。

(2) 通信施設の整備を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急時の社内及び日本ガス協会間の連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

4 ガス使用者に対する周知

(1) ガス使用者への注意事項の周知

(2) 広報体制の確立

第5 簡易ガス安全対策

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

(1) 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。

(2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。

(3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

2 災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

第6 液化石油ガス安全対策

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

(1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施

(2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備

(3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進

(4) 保安要員の確保

2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

(1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備

(2) 応急用資機材、工具類の整備

3 消費先の安全確保

- (1) 容器転倒防止措置の強化
- (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
- (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第7 通信施設安全対策

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 電気通信施設の耐震化
- (2) 主要伝送路の多ルート・分散化

2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

- (1) 災害時優先電話の確保
- (2) 特設公衆電話の設置

3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能のマヒ状態を防止するため、地震等災害発生時の通信規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- (1) 可搬型移動無線機
- (2) 車載型衛星通信地球局
- (3) 非常用移動電話局装置
- (4) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (5) 応急復旧ケーブル
- (6) 特殊車両

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第8 鉄道施設安全対策

東海旅客鉄道(株)は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

ア 橋りょうの維持、補修

- イ 法面、土留の維持及び改良強化
- ウ トンネルの維持、補修及び改良強化
- エ 建設設備の維持、補修
- オ 通信設備の維持

(2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

(3) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

2 防災資機材の整備

(1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。

(2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第5節 建築物災害予防計画

建設課 消防本部

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、また、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第1 公共施設災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

(1) 老朽度の著しい建物については、市の整備計画に併せて改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物の促進を図る。

(2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有施設の耐震診断

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された市有建物については、災害応急活動の拠点となる中央市役所田富庁舎、避難所となる学校施設をはじめ市有建物において耐震性の調査を実施し、順次、耐震改修を行ってきているが、緊急度を考慮し改修又は建替等を計画的に行う。

3 建替時等の措置

改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障がい者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

(1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。

(2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

5 公共施設の災害予防対策の推進

公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進を行う場合には、県の公共施設防災計画に準じて実施するものとする。

また、学校施設の安全確保を図るとともに、避難所としての機能を確保するため、市立小中学校の校舎や体育館の耐震化及び非構造部材の落下防止対策の推進に努める。

6 医療施設の耐震化の促進

山梨県医療機関耐震改修促進計画に基づき、医療活動の拠点となる病院の耐震改修等を促進する。

7 その他の施設の耐震化の促進

社会福祉施設等の耐震化を促進する。

第2 建築物の耐震計画

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令の関係防災規程等により、その実効が図られているところである。

県が実施した「山梨県地震被害想定調査報告書」によると、想定地震における本市の死傷原因は、ほとんどが建物の倒壊によるものとされている。

このため、市は、地域住民に対して建築物の耐震性についての啓発を次により推進していく。

1 耐震性に関する知識の普及

市は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、広報紙やパンフレットの配布、ホームページへの掲載など、各種媒体を利用し、耐震補強等の重要性を啓発していくものとする。

2 講習会等の開催

建物の耐震性の向上を図るため、関係者を対象とした講習会等を開催する。

3 耐震診断の実施促進

簡易耐震診断表による自宅の自己診断を推進する。また、昭和56年5月31日着工以前に在来工法で建築された建物については、無料で耐震診断を行う。

4 建築物の耐震化の支援

市が実施した耐震診断受診者のうち、耐震改修工事を実施する住宅を対象に、費用の一部を助成する。また、事業の利用促進に向けて、制度の広報啓発に努める。

5 地震相談窓口の利用

必要により、田富・玉穂・豊富窓口班に「地震相談窓口」を開設し、住民の地震に関する相談に応じるものとする。

なお、県は、建築指導課、各建設事務所及び建築士会に「地震相談窓口」を開設し、県民の相談に応じているので、市は、広報紙等により県の当該サービスの周知を図るものとする。

第3 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、建物の損壊と電気、ガス、水道等ライフラインの障害等大きな被害を生じたが、特に、ブロック塀等の倒壊による死者が卓越していた。しかしながら、建築基準法に基づき施工されたものは被害を受けていないことから、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導していく。また、特に通学路沿い及び避難場所周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善措置を啓発、推奨していく。

第4 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措置等
横断歩道橋	管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第5 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 市の措置

市は甲府地区広域行政事務組合消防本部と連携して、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業所の措置

事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

3 既存建築物防災対策

- (1) 「既存建築物総合防災対策推進計画」を作成し、その推進を図る。
- (2) 計画の対象建築物は、主として建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物とする。
- (3) 計画の内容は、次の事項とする。

- ア 既存建築物の耐震化の促進
- イ 既存建築物の防火・避難対策の推進
- ウ 維持保全計画の推進
- エ 建築物の外壁、コンクリートブロック塀、アーケードなどの防災対策
- オ 被災建築物応急危険度判定士の養成・登録
- カ 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

(4) 計画の推進を図るためには、関係団体の参加を含めた体制の整備を図る。

第6節 防災施設・資機材の整備計画

一般災害編第2章第4節「防災施設・資機材の整備計画」を準用する。

第7節 広域応援体制整備計画

危機管理室

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

第1 応援協定締結状況

本市の応援協定の締結状況は、次のとおりである。

なお、県内の協定締結市町村への連絡先については、別表のとおりである。

相互応援協定名	協定締結先	相互応援協力内容
災害時における相互応援に関する協定	中部西関東市町村地域 連携軸協議会構成会員 市町村	救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧 に必要な職員等の派遣 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧 に必要な物資及び資機材の提供 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給 に必要な機材の提供 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提 供 被災者を一時収容するための施設の提供 前記 ~ に掲げるもののほか、特に要請の あった事項
大規模災害等発生時にお ける相互応援に関する協 定書	甲府市・富士吉田市・ 都留市・大月市・韮崎 市・南アルプス市・甲 斐市・笛吹市・北杜 市・上野原市・山梨 市・甲州市・中央市	食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給 に必要な資機材の提供 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 被災者及び避難者（以下「被災者等」とい う。）の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等 に必要な資機材及び物資の提供

		被災者等を一時受入れるための施設の提供 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 前記 ~ に掲げるもののほか、被災都市が必要と認めるもの
災害時等の相互応援に関する協定書	静岡県御前崎市	食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ごみ及びし尿の処理に必要な車両のあっせん 被災者（災害時要援護者を含む。）を一時受け入れるための施設及び住宅の提供並びにあっせん 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及びあっせん 医療施設、介護施設等の入所者を一時受け入れるための施設の提供及びあっせん 救援、救助、応急復旧等に必要な職員の派遣 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における災害時等の相互応援に関する協定書	静岡県牧之原市	食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ごみ及びし尿の処理のための車両の提供及び斡旋 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣 ボランティアの斡旋 被災者に対する住宅の提供及び斡旋 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
消防相互応援協定	甲府地区広域行政事務組合・甲府市・昭和町	火災等の災害発生時に、相互の消防力を活用した、災害による被害の最小限度の防止
中央自動車道消防相互応援協定	上野原市・大月市・都留市・富士五湖消防組合・富士吉田市・西桂町・河口湖町・東山梨消防組合・東八代広域行政事務組合・甲府地	関係市町村の区域内の高速道路上における消防・救急業務を必要とする事故に関する相互応援

	区広域行政事務組合・ 甲府市・昭和町・峡北 広域行政事務組合・韮 崎市	
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局から、中央市市災害対策本部等への情報連絡員の派遣による情報交換
災害時における田富郵便局、田富町間の協力に関する覚書 (玉穂町も同様に締結)	田富郵便局	<p>災害救助法適用時における郵便・為替預金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事業取扱い及び援護対策</p> <p>郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供</p> <p>市が所有し、又は管理する施設及び用地の提供</p> <p>郵便局又は市が収集した被災住民の避難先及び被災状況の情報の相互提供</p> <p>郵便局は必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置</p> <p>その他前記 ~ に定めのない事項で、協力できる事項</p>
道路破損等の情報提供並びに防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力山梨支店	<p>東京電力が市に提供する情報</p> <p>ア 道路標識等の損傷</p> <p>イ 道路・橋・トンネル等の陥没、崩落の危険箇所</p> <p>ウ ゴミの不法投棄の発見</p> <p>エ 電力供給に係る事故停電情報において、防災無線の広報依頼等を伴う情報</p> <p>市が東京電力に提供する情報</p> <p>ア 電線への樹木の倒壊・接触並びに飛来物の接触等</p> <p>イ 電柱の傾斜等</p>
災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	中央市建設協力会	<p>公共土木施設等の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業</p> <p>緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送</p> <p>その他中央市が必要とする業務</p>
災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書	自然体験クラブ エヴォルヴ	災害時に、優先的な水防救難備品の貸与
災害時における仮設資機材の供給に関する協定書	甲陽建機リース株式会社 株式会社アクティオ	災害発生時の仮設資機材の供給
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	赤帽山梨県軽自動車運送協同組合 社団法人山梨県トラック	<p>物資等の緊急輸送</p> <p>その他物資等の緊急時の輸送に付随する業務として中央市が必要と認めるもの。</p>

	ク協会甲府支部	
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	株式会社いちやまマート 株式会社オギノ 株式会社クスリのサンロード 株式会社くろがねや 株式会社やまと	災害救助に必要な物資（食料、衣料、日用品、燃料、医薬品等）の調達、運搬
災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	山梨県石油協同組合	災害発生時の石油燃料等の供給
洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定	株式会社いちやまマート 富士観光開発株式会社	一次避難場所として、無料での施設使用の協力

市町村名等は、協定締結時のもの

資料編	・災害時における相互応援に関する協定書	P 362
	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 365
	・災害時等の相互応援に関する協定書	P 370
	・山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における災害時等の相互応援に関する協定書	P 372
	・消防相互応援協定	P 374
	・中央自動車道消防相互応援協定書	P 375
	・災害時の情報交換に関する協定	P 378
	・災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書	P 380
	・災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書	P 384
	・道路損傷等の情報提供並びに防災行政無線の使用に関する覚書	P 386
	・災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	P 390
	・災害時における仮設資機材の供給に関する協定書	P 392
	・災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	P 396
	・災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	P 404
	・災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	P 412
	・洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定	P 418
	町名は協定締結時のもの	

第2 協定の充実等

1 協定内容の見直し

市は、協定締結市町村等と、市町村合併の状況を踏まえ、締結している相互応援協定の内容を適宜見直しし充実、具体化に努めるとともに、平常時からの連携強化を図る。

2 協定締結の推進

大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の締結について、今後検討を図っていく。

第3 応援要請等の整備

1 応援要請手続等の周知

災害時において、締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておくものとする。

2 受入れ体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口・指揮連絡システムの明確化等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 防災訓練等の実施

平時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

4 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第3章第3節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

別表

災害時応援協定締結県内市町村等連絡先一覧

締 結 市 町 村	電話番号	県防災行政無線	締結協定
甲府市	055 237 1161	電話・FAX共通 008	
韮崎市	0551 22 1111	" 013	
甲斐市	0551 28 2211	" 016	
北杜市（旧須玉町、旧明野村、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町、旧武川村、旧小淵沢町）	0551 42 1111	" 015	
昭和町	055 275 2111	" 027	
南アルプス市（旧八田村、旧白根町、旧芦安村、旧若草町、旧櫛形町、旧甲西町）	055 282 1111	" 014	
市川三郷町（旧市川大門町、旧三珠町、旧六郷町）	055 272 1101	" 021	
身延町	0556 36 0011	" 025	
富士川町（旧増穂町）	0556 22 3111	" 022	
富士川町鯉沢サービスセンター（旧鯉沢町）	0556 22 2151	" 023	
早川町	0556 45 2511	" 024	
南部町（旧富沢町、旧南部町）	0556 66 2111	" 026	

災害時における相互応援に関する協定書

第8節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

危機管理室	田富窓口課	消防団
政策秘書課	玉穂窓口課	消防本部
豊富窓口課		

大地震による災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、市をはじめとして各防災関係機関の地震に関する防災対策のみでなく、住民一人ひとりが自分の生命、自分の身体、自分の財産は、まず自分で守る、ということ認識し行動することが被害を少なくする第一義的な原点である。震災時において沈着冷静かつ適切な行動の必要性を深く認識し、協同の精神を発揮して住民による自発的な防災組織、また施設あるいは事業所別の防災組織を組織し、防災関係機関と住民とが一体となったより効果的な地震防災対策を推進する必要がある。

このため、市をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報、啓発活動を積極的に行い、住民の防災意識の高揚に努め、また防災組織の育成指導、助言等を図るものとする。

第1 市職員に対する市の役割

市は、職員が地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期することができるよう、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行うものとする。なお、県は、必要に応じて研修会等への支援を行うものとする。

- 1 地震に対する基礎知識
- 2 東海地震と地震予知、警戒宣言とこれに基づく措置及び情報伝達
- 3 市が実施している地震対策と課題
- 4 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識（職員の初動体制と任務分担等）
- 5 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- 6 その他

年度当初に各所属等において実施する職場研修等で、上記4又は所管事項に関する防災対策について周知徹底を図る。

第2 住民等に対する市の役割

市は防災活動の主体となる第一次的団体であるが、地震等の災害が大規模であればあるほど、市をはじめとする各防災関係機関の初動体制に遅れが生じる可能性があり、家庭・地域での防災活動が被害を軽減する鍵となる。

したがって、市は、住民が家庭及び地域から防災に取り組める環境の整備に向けて、資機材の充実、訓練の実施等について定例的に自主防災会との研修会を設け、災害対策に関する啓発と、発災時に速やかな応急対策の実施が図れるよう計画を作成するものとする。

1 住民に対する防災知識の普及

市は、住民が地震発生時及び警戒宣言発令時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、また「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚を持つよう、防災週間に実施する防災訓練等を通じて防災知識の普及啓発に努める。

(1) 啓発の方法

- ア 広報紙（広報「ちゅうおう」）の活用、ハザードマップの活用など、防災関係資料の作成・配布
- イ 新聞、ホームページ等各種報道媒体の活用
- ウ 県立防災安全センターの活用、防災資機材・防災映画等の貸し出し
- エ 講演会等の開催、自主防災会に対する指導

(2) 啓発の内容

- ア 東海地震及び地震に対する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法
- エ 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平常時における準備
- キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ク 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効率的、効果的な活用に関する知識

2 幼児、児童・生徒等に対する教育

市は、幼児、児童・生徒等に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

3 防災関係機関による防災知識の普及

東海旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、東京電力(株)、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者にとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

4 企業防災の促進

企業は、地震発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献等）を十分認識して、地震発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして企業防災の推進に努める。

このため市は、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動を積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

第3 家庭の役割

- 1 「自らの身は、自らが守る」という認識の上に立った安全対策の実施
- 2 大規模地震を想定した家庭防災会議の実施
- 3 市等が実施する防災訓練、講演会等への参加

4 自主防災会への参加・協力



第4 自主防災会の役割

大規模地震の際には、(1)電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる、(2)道路が遮断され、消防活動等が困難になる、(3)各地で同時に災害が発生し、消防力が分散される、(4)水道管の破損や停電などにより、消防活動が困難になる、等の事情により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

このような状況のなかで、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が必要になる。そこで市は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成される自主防災会の充実強化を推進する。

1 方針

大規模地震が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れたり阻害されることも予想される。このような事態において被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自らの情報の受理、伝達方法、出火防止、初期消火、避難誘導、救出・救護等を行うことが必要であるが、住民各自がばらばらに行動するのでは、効果的な防災活動は期待できない。住民が団結し組織的に行動してこそ、その効果が期待できる。

このため、市及び各地区の自主防災会は、大規模地震発生時に自主防災会が組織的な防災活動ができるよう、次のような措置を行うことによって組織の充実強化を図るものとする。

(1) 市の指導等

ア 県立防災安全センター等を活用して研修会等を開催し、自主防災会指導者の知識・技能の向上に努め、組織の中心となる人材の育成の充実を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

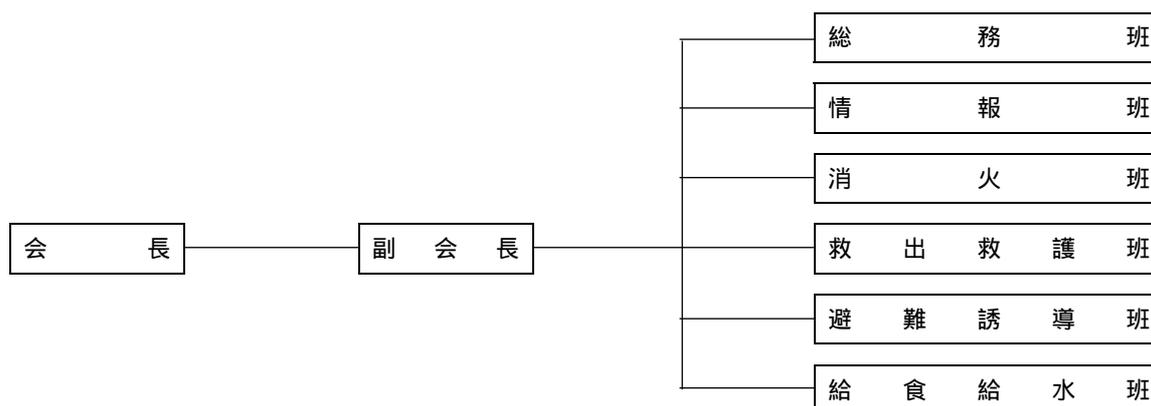
イ 市は、自主防災組織と各消防本部及び消防団とが連携した防災訓練を行い、平常時からの連携が強化されるように努める。

(2) 自主防災会の活動

自主防災会は、防災訓練を通じて防災資機材の使用方法や応急手当の習得に努めるとともに、市等が開催する講演会や研修会に積極的に参加し、組織の充実強化を推進する。

また、組織の充実強化を図るため、次のような班を編成し、必要な活動を行うものとする。

ア 自主防災会の編成



イ 平常時の役割

対 策	内 容	担 当
全 体 統 括	1 全体調整	総 務 班
	2 他機関との連絡調整	〃
消 火 対 策	1 火災予防の啓発	消 火 班
	2 延焼危険地区、消防水利等の把握	〃
救 出 対 策	1 救出用資器材の整備計画の立案	救 出 救 護 班
	2 建設業者などへの重機の事前協力要請	〃
救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導	救 出 救 護 班
	2 応急手当講習会の実施	〃
	3 負傷者収容についての医療機関との協議	〃
情 報 対 策	1 情報の収集、伝達方法の立案	情 報 班
	2 市防災関係機関や隣接自主防災会との連絡方法の確立	〃
避 難 対 策	1 避難対策地区の把握	避 難 誘 導 班
	2 避難路の決定と周知	〃
	3 自力で避難困難な者のリストアップ	〃
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底	給 食 給 水 班
	2 飲料水が確保できる場所の把握	〃
	3 炊出し、配分計画の立案	〃
防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施	各 班
	2 市が行う防災訓練への参加	〃
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄	各 班
	2 備蓄資機材、物資の管理、点検	〃

ウ 非常時の役割

対 策	内 容	担 当
全 体 統 括	1 全体調整	総 務 班
	2 他機関との連絡調整	〃
	3 被害・避難状況の全体把握	〃
消 火 対 策	1 各自家庭における火の始末	全 員
	2 初期消火の実施	〃
	3 延焼の場合は消火班出動	消 火 班

救出対策	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請	救出救護班 "
救護対策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重傷者などの医療機関への搬送	各世帯 救出救護班 "
情報対策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と市等への報告 3 隣接自主防災会との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 市への地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供 6 ボランティアに対する被災者ニーズの把握	各世帯 情報班 " " " "
避難対策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施） 3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	避難誘導班 " "
給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊出しの実施 3 飲料水、食料などの公平配分	給食給水班 " "

第5 事業所の役割

1 事業所の防災及び危機管理体制の確立

施設の耐震・耐水化、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源・冷却水等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、発災時刻の想定に基づく防災計画の作成等、各事業所の防災化と危機管理体制の確立を図る。

2 地域企業としての防災への協力

地域企業として、災害時には可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資面やボランティアとしての支援、炊出し施設の提供、自衛消防隊等の消防力の提供等を行う。

3 地域と協力した訓練の実施

事業所の行う訓練又は警戒宣言発令時の地震防災応急対策並びに発災時の被害の軽減等に対し、地域住民との協力のもとに実施できるように努める。

4 市の指導・助言

市は、上記事業所の計画作成又は活動にあたっての指導・助言を行う。

第6 相談窓口の設置

市は、住民及び事業所等が上記の役割を円滑に行えるよう、住民等の地震に関する相談を受けるための必要な窓口を設置する。

第9節 防災・災害ボランティア育成強化計画

福祉課 社会福祉協議会

防災ボランティアは、自主防災会など既存の防災組織と協力し、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

また、災害ボランティアの活動は、過去の大規模災害において被災者支援活動等に大きな役割を果たすことが明らかにされた。

市は、県、県社会福祉協議会、中央市社会福祉協議会（以下：市社協）等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、既存ボランティア組織の拡充を図るとともに、災害ボランティア養成講座の開催や災害ボランティアセンター設置訓練の実施などを継続的に行い、災害時に即応できる体制づくりを推進する。

第1 防災・災害ボランティアの登録及びボランティア活動の環境整備

	防災・災害ボランティアの種類	登録及び環境整備
1	日頃から市内において、福祉等のボランティアとして活動している者 市社協で行う災害ボランティア養成講座の受講生	希望者は、災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。 市社協は、養成講座の受講生や他のボランティアと緊密な連携を保ち、災害時には災害ボランティアセンターをサポート出来るよう養成講座等により継続的に要請し順次登録等を行う。
2	専門ボランティア	災害ボランティアセンターで必要とされる国家資格等を有する専門ボランティアの登録を事前に行っていく。
3	応急危険度判定士	災害時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
4	災害後、市内外からのボランティア希望者	市社協は災害時、災害ボランティアセンターを設置する。 市は災害ボランティアの活動拠点の確保について、配慮するものとする。 災害ボランティアセンターは、災害対策本部及び市民からのボランティアニーズの把握を行い、ボランティアを派遣する。

第2 防災・災害ボランティアの活動分野

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害時要援護者（高齢者、障がい者、乳幼児等）の介助及び看護補助
- 2 清掃
- 3 炊出し
- 4 救援物資の仕分け及び配布
- 5 消火・救助・救護活動（専門ボランティア）
- 6 保健医療活動（専門ボランティア）
- 7 通訳等の外国人支援活動

第3 山梨県民間社会福祉救援合同本部

現在、県や日本赤十字山梨県支部において防災ボランティアの育成が行われており、また平常時にはボランティア登録及び研修、災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同本部が設置される。

市においても、平常時から県及び関係機関と連携して防災ボランティアの育成に努めるものとする。

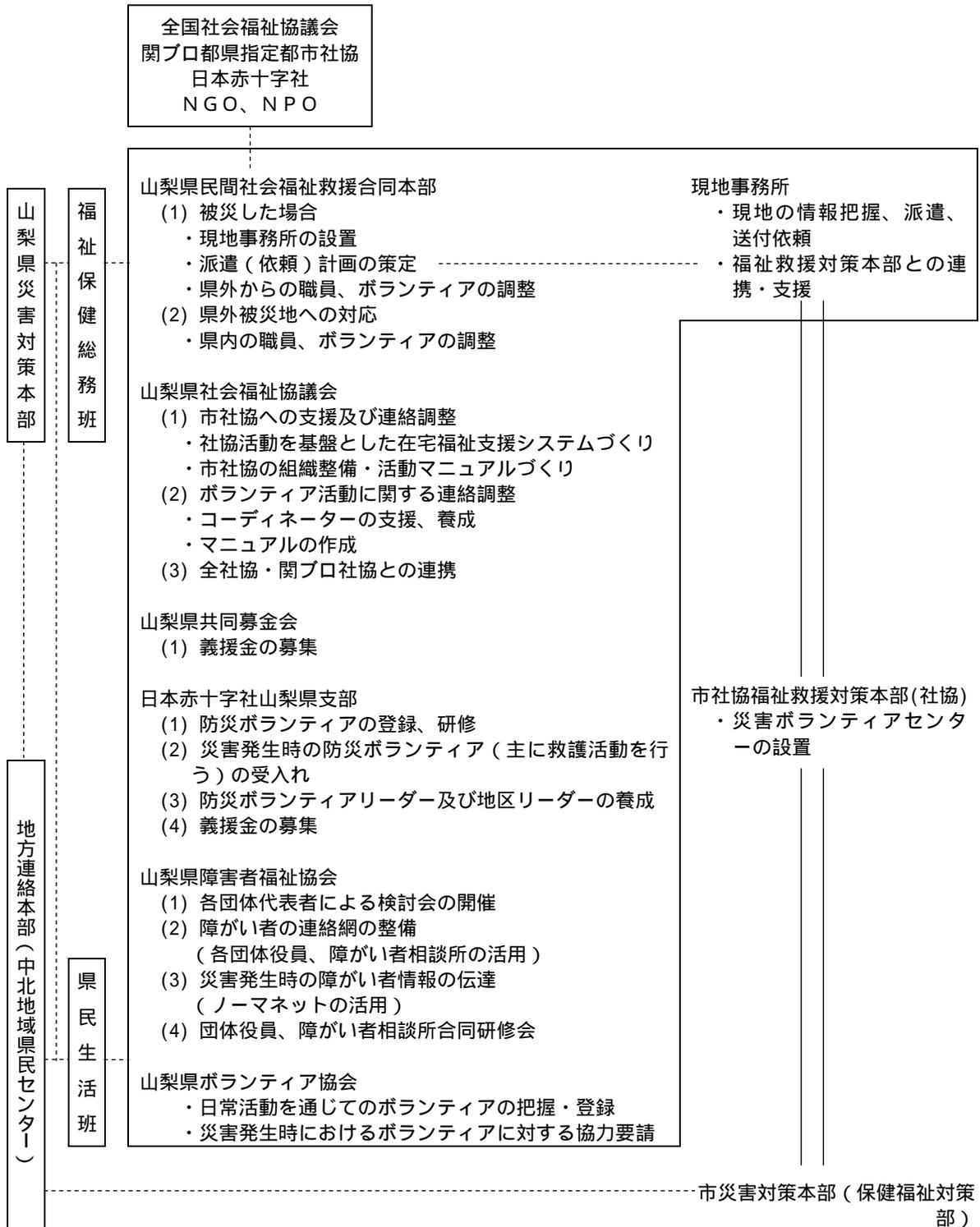
第4 各関係機関の役割

防災ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部及び山梨県障害者福祉協会それぞれの役割は、次のとおりであ

る。

機 関 名	役 割
山 梨 県	1 災害発生時にボランティア関係機関団体連絡会議を招集 2 ボランティアに対する被災地のニーズ把握と情報提供 3 コーディネーターの養成
山梨県社会福祉協議会	1 救援合同対策本部の設置運営 ・本部の組織整備 ・社会福祉協議会活動を基盤とした在宅福祉支援システムづくり ・災害救援ボランティアネットワークづくり 2 市町村社会福祉協議会との連絡調整 ・市町村社会福祉協議会の組織整備・活動マニュアルづくり 3 ボランティアの総合受付、連絡調整 ・県内のボランティア養成と登録 4 被災地の災害状況等の情報提供 5 ボランティア活動に関する連絡調整 ・コーディネーターの養成と登録
山 梨 県 共 同 募 金 会	1 義援金の募集
日本赤十字社山梨県支部	1 防災ボランティアの登録・研修 2 災害発生時の防災ボランティア（主に救護活動を行う）の受入れ 3 防災ボランティアリーダー及び地区リーダーの養成 4 義援金の募集
山梨県ボランティア協会	1 ボランティア活動に関する連絡調整 ・日常活動を通じてのボランティアの把握・登録 ・災害発生時におけるボランティアに対する協力要請
山梨県障害者福祉協会	1 各団体代表者による検討会の開催 2 障がい者の連絡網の整備（各団体役員、障がい者相談所の活用） 3 災害発生時の障がい者情報の伝達（ノーマネットの活用） 4 団体役員、障がい者相談所合同研修会

山梨県民間社会福祉救援合同本部



第 1 0 節 防災訓練に関する計画

一般災害編第 2 章第 3 節「防災訓練に関する計画」を準用する。

なお、東海地震の地震防災応急対策強化地域に係る地震防災強化計画に基づく訓練を年 1 回以上実施するものとする。

第 1 1 節 災害時要援護者対策の推進

高齢介護課	子育て支援課
福祉課	教育総務課
商工観光課	社会福祉協議会

地震災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

第 1 社会福祉施設対策の推進

市は、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や心身障がい者等いわゆる要援護者であることから、社会福祉施設の管理者に対して次の対策を指導する。

また、南消防署は、予防査察等の機会を利用し、指導を行うものとする。

1 防災設備等の整備

(1) 施設の耐震性の確保等

災害時における施設の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

(2) 防災施設等の整備

消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(3) 非常用食料の備蓄

電気、水道、ガス等の供給停止に備え、非常用食料等の備蓄を 3 日分程度行う。

2 防災体制の整備

災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

(1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び入所者等の引渡方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。

(2) 平常時の体制づくり

市との連携のもと、近隣住民や自主防災会、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所

者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

施設の職員や利用者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するとともに、地域の協力を得られるよう、自主防災会と協力した訓練を実施する。

第2 高齢者・障がい者等の要援護者対策

国（内閣府等）が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂）及び、山梨県が策定した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、市は「災害時要援護者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要援護者対策に取り組むものとする。

1 要援護者の生活支援等を行う人材の育成

(1) 庁内に、福祉関係部局を中心とした災害時要援護者支援班を設置し、要援護者の避難支援業務を実施する。

(2) 小地域単位での住民参加型・防災学習会を開催するものとする。

(3) 自主防災活動や災害時に障がい者等の救援を担う人材の育成と、自主防災会等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。

(4) 地域ぐるみの災害時要援護者支援体制「助け合いネットワーク会議」を開催するものとする。

(5) 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、支援員が障がい者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

2 プライバシー保護に配慮した要援護者把握と避難誘導體制の確立

(1) 防災関係部局と連携し、福祉関係部局の主導による関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により、要援護者を把握するものとする。

(2) 個々の要援護者に複数の支援員を配置し個別の「避難支援プラン」を作成するものとする。

(3) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。

(4) 健常者に先がけて、「東海地震注意情報」発表時や、市長の判断で出す「避難準備（要援護者避難）情報」発表時に、要援護者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図るものとする。

3 介護が必要な要援護者のための福祉避難所の確保

(1) 地区ごと、障がい種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。

(2) 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置するものとする。

(3) 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。

(4) 大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、平時から広域的な連携体制の強化を図るものとする。

4 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市は、65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者夫婦世帯でいずれかが虚弱な

者に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を設置している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、災害時に自主防災会等の協力を得られるよう、平常時より協議しておくものとする。

5 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

(1) 在宅高齢者、障がい者等については、自主防災会等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、障がい者防災マニュアル等を活用し地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成など障がい者への啓発に十分配慮する。

(2) 市は、訓練等を通じて地域の自主防災会等が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障がい者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

(3) また、地域住民に対し、避難所における要援護者支援への理解の促進を図るものとする。

6 避難場所における対応

市は、避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行う。

特に、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

7 災害時要援護者用避難所（福祉避難所）の開設

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、避難所内の生活のしやすい場所に災害時要援護者専用スペースを確保するものとするが、障がいの程度や体力、病状などの状況を判断し、避難所での生活が困難で介護等が必要な者等に対しては、状況に応じて次の施設に災害時要援護者用避難所（福祉避難所）を開設し、必要なスタッフを確保する。

災害時要援護者用避難所（福祉避難所）開設予定施設

地区	施設名	所在地	電話番号
田富	中央市田富福祉センター	中央市白井阿原301 5	273 7300
玉穂	中央市玉穂勤労健康管理センター	中央市下河東620	274 1117
	玉穂保育園	中央市成島2378 2	273 2205
豊富	中央市立豊富健康福祉センター	中央市大鳥居3738 1	269 3330

8 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

9 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容にあたっては、優先的入居など高齢者や身体障がい者等の災害時

要援護者に十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障がい者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

第3 観光客及び外国人対策

地理に不案内な観光客や、震災に対して知識が乏しく、かつ日本語の理解も十分でない外国人に対しては、防災パンフレットの配布等平常時から基礎的防災情報の提供を行い防災知識の普及を図るものとする。

また、市内各所に避難地、避難所等の案内板を設置し、地理に不案内な観光客等でも速やかな避難が行えるよう施設の整備に努めるものとする。

第4 乳幼児、児童・生徒等保護対策

学校等（保育園を含む。）の管理者は地震の発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、幼児、児童・生徒に対して、実践的な防災教育の実施に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

(1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童・生徒等のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児、児童・生徒等の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の地震災害対策組織

多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

(3) 幼児、児童・生徒等の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児、児童・生徒等及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応の在り方

学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、その運営についても支援する必要があることから、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

2 地震防災教育指導

幼児、児童・生徒等への地震防災教育指導を次により推進する。

(1) 児童・生徒等に対する地震防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 地震防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育

イ 防災ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練のあり方